

長野県革新懇ニュース

2016年7月号
(発行日7月10日)
年会費5000円(送料込)
振替 0510-3-15971

205

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

====今号の主な記事====

- 1面 成澤孝人さんインタビュー
- 2面 1面の続き、6.12県民大集会での市川英彦さんの挨拶
- 3面 「軍学共同に手を染めない自覚と勇気」高須芳雄さん
「ソーラーシェアリングで里おこし」上條補喜さん
- 4面 随筆「しのびよる戦争、失われる当たり前」堀井正子さん
本の紹介「88歳・佐々木都という生き方」

URL: nagano-kakushinkon.com



憲法9条を盾に 安保法の発動を阻止しよう

なりさわ たかと
成澤 孝人 さん

(信州大学大学院法曹法務研究科教授)

非常に優れた
最先端の憲法

Q 日本国憲法の理念と特徴についてお話し下さい。

日本国憲法は、個人の自由を民主主義で守るといふ、典型的な西欧型憲法で、歴史的にはイギリスやアメリカ、フランスの憲法を正當に継承する憲法です。ただ、日本国憲法が日本社会に根付いてきた究極的な理由は9条の存在だと思っ
ています。9条は西欧の憲法にはないものです。西欧立憲主義国は国内において自由民主主義に基づく憲法をつくりながら、しかし、国外においては経済力と軍事力によって世界を支配してきたわけです。

1968年北海道生まれ。2001年早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。津市立三重短期大学助教授を経て、2008年信州大学法科大学院准教授として信州大学に赴任し、2012年より教授。専門は憲法学。現在、「時の法令」誌にて、主に日本の憲法状況について連載中。

戦前の日本は西欧の悪いところをまねて、経済力と軍事力の発展に力をそぎました。専門的には外見の立憲主義というのですが、西欧型憲法の外側だけとりいれて、資本主義に適合するようなものだけは近代化し、海外での支配の拡大をめざしたわけです。その結果、西欧立憲主義諸国と正面から衝突し、戦争で負けて大変な被害を出すわけです。この多大な犠牲の上で9条が出てくるわけです。日本国憲法9条は、戦争に疲れた国民の支持を受けたということが大きかったと思います。9条がなければ日本国憲法はとくに変わっていたかと思えます。9条を楯子に憲法が維持されてきた結果、この70年の間に自由と民主主義も少しずつ進歩してきたといえます。ここに来てその9条が怪しくはなっているんですが、いざにしろ、日本の憲法は、世界的にも非常に優れた憲法、最先端の憲法だと思っています。

運動を続けることが 安保法発動の歯止め

Q 安保法が違憲であるという点について具体的にお話し下さい

簡単にいえば、昨年7月以前の政府の説明に照らしたとき、集団的自衛権は認められないということですから。それまでの政府の説明というのは、論理構造では

憲法学の通説と同じです。憲法学の通説は、自衛隊は違憲だというものです。それは、いかなる戦争も一切できないというのが前提にあるからです。この点に同じなんです。それにもかかわらず攻められたらどうするかという架空の想定をしたうえで、そのときには、必要最小限度の自衛の「実力」をもつても違憲ではない、これが去年の7月1日まで政府が維持していた解釈です。集団的自衛権というのはいま言った論理からすればまったく出てこないわけです。本日は自衛隊は違憲かも知れないけど、攻められたときは、一定の実力で対応することは仕方ないという論理です。この論理からいえば、こちらが攻められていないのに手を出すということは認められていないわけです。もう一点は、海外での外国軍隊への支援活動です。今まで内閣法制局はそのような自衛隊の活動については、武力行使でないからいいんだと言ってきたわけなんです。周辺事態法、テロ対策特措法、イラク特措法は、建前としては戦闘が起これないと認められる地域で、武器弾薬の輸送はできない、あるいは発進準備中の戦闘機への給油はできないという枠をはめてきたわけなんです。今回の安保法では、その多くを取っ払ってしまいました。こうなると、他の軍事力との一体化は明らかです。このように、大きく2点において、従来の論理を反古にして安保法を

つくったわけです。ただ、今夜のシンポでも話そうと思っているんですが、僕は、安保法は次の選挙でひっくり返せるというほど甘くはないと思っています。なぜなら、90年代改革のおかげで、「政権選択」が選挙の目的になってしまっている、それが今の安倍政権の強力な権力の背景にあります。したがって、「政権選択」の土俵で戦うならば、「立憲主義の回復」は圧倒的に不利です。なぜなら、安保法や立憲主義は、選択されるべき「政権」のイメージやパッケージとしての「政策」の中の一部分に過ぎないからです。そのことを踏まえた上で、しかし、安倍さんは9条改定を選挙では公然とは言えないわけですから。それを言ったら選挙で負けちゃいますから！国民の9条への支持はたいしたものなんです。

Q 立憲主義の考え方について解説をお願いします

この問題はとても簡単だと思ってるんですね。日本はこれまで平和主義を高く掲げて一切戦争に関わってきませんでした。戦争に関与しないことで、国民の生命を守る、これが9条の規範の内容です。ところが、安倍さんが意味あいのまったく異なる「積極的平和主義」なるものを掲げて、今までの立ち位置を大きくかえてしまったわけです。安倍さんの考え方は、力は力で押さえつけるという古臭い抑止力論ですが、これはイギリスやアメリカ、フランスがこれまでやってきたもので、平和を実現してきたとはいえないですね。それにもかかわらず、欧米諸国と同じようなことを、今後は日本がおこなうことになるわけだから、国の性質が変わったということになりません。戦争には一切かかわらないことで平和を守る国から、攻撃の可能性をちらつか

正式手続きによらず
根本的な変更



【2面に続く】